

日本シュタイナー学校協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、「日本シュタイナー学校協会」(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、神奈川県相模原市緑区名倉 2805-1 学校法人シュタイナー学園内におく。

(目的)

第3条 本会は、日本におけるシュタイナー学校運動の充実と発展を目指すために、全国のシュタイナー学校が協働する基盤を創造することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)シュタイナー教育振興に関する協議研究
- (2)シュタイナー学校運営に関する協議研究
- (3)シュタイナー学校教職員の養成と確保
- (4)シュタイナー学校及び関係諸団体との連絡提携
- (5)その他目的を達成するために必要と認める事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 シュタイナー学校を設置する者で、本会の目的に賛同し、入会した者。
- (2) 専門会員 正会員の推薦に基づき会議の承認を得て入会した者。

(入会の手続き)

第6条 本会の正会員となるには、以下の各号の基準を満たしたうえで、所定の様式による申込みをし、会議において会員の3分の2以上の承認を受けなければならない。

- (1) 全国ヴァルドルフ教育者の集いに、一名以上の教員が三年連続で参加し、その研修内容が、教師会で共有されているという実績。
- (2) 二名以上の教員養成修了者が教師会にいること、もしくは、正会員二校以上の推薦があること。
- (3) 学校の運営に教員が主体的に参加していること。

(会費)

第7条 この会の会費は、以下の各号の合計額とする。

- (1) 会費 正会員 年額 10,000 円
専門会員の会費は無償とする。
 - (2) 分担金 正会員のみ、その収入予算額に準じたかたちで分担する。
- 2 前項の規定により納入された会費等は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

(会員資格の失格)

第 8 条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

(1)退 会

(2)会員たる法人が解散又は合併したとき、または個人が死亡したとき。

(3)除 名

(退 会)

第 9 条 会員で退会しようとする者は、その理由を付して退会届を代表に提出しなければならない。

2 前項の規定により退会しようとする者が本会に債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならない。

(除 名)

第 10 条 代表は、会員が会費等の払込み、その他会員としての義務を怠ったときは会議の 3 分の 2 以上の決議を経て、これを除名することができる。

2 全国ヴァルドルフ教育者の集いへの不参加、教員養成修了者の退任等、第 6 条の基準との乖離が認められるとき

第 3 章 役員

(役 員)

第 11 条 本会に次の役員をおく。

(1) 代表 1 名

(2) 副代表 1 名

2 場合によっては共同代表を置くことができる。

(役員を選任)

第 12 条 代表及び副代表は、会員の中から会議において選任する。

(役員職務権限)

第 13 条 代表は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は 2 年とし、再任をさまたげない。

2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は本会の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中であっても会議の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

(任期満了の場合)

第 15 条 役員任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(資格喪失による退任)

第 16 条 役員は、会員の代表者たる資格を失ったとき、又は会員たる資格を失ったときは、退任するものとする。

第 4 章 会 議

(会議の招集)

第 17 条 会議は年 1 回以上、代表が招集する。

2 代表は会員現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して、会議の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に会議を招集しなければならない。

3 会議は、電磁的方法により開催することができる。

(会議の出席者)

第 18 条 会議の出席者は以下の通りとし、各々議決権を有する。

(1) 専門会員 個人であれ団体であれ 1 名。

(2) 正会員については、その指名する教員代表の 1 名、運営者代表の 1 名。

(3) 事前に告知を済ませた正会員各副代表。但し議決権を有さない。

(会議に付議すべき事項)

第 19 条 次に掲げる事項は会議に付議する。

(1) 事業計画及び会計報告

(2) 会員の加入及び脱退

(3) その他代表が付議した事項

(会議の議事)

第 20 条 会議の議長は会員の中からその都度会議で選出する。

2 会議は、第 18 条に定める会議出席者の 2 分の 1 以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

3 会議の議事は、この規約に別段の定めのあるもののほか、議決を有する出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の議事録)

第 21 条 総会の議事録は、議長が作成し、これを保存する。

第 5 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 22 条 この規約の変更は、会議において 3 分 2 以上の議決を経なければならない。

(解 散)

第 23 条 本会は、次の各号に掲げる理由によって解散する。

(1) 破 産

(2) 会員の欠乏

2 前項に掲げるもののほか、本会は会議において 3 分の 2 以上の議決をもって解散する。

(残余財産の帰属)

第 24 条 本会が解散した場合において、残余財産があるときは、総会においておのおの 3 分の 2 以上の議決を経、本会と類似の目的を有する他の公益法人又は非営利団体に寄付するものとする。

第 6 章 雑 則

(委 任)

第 25 条 この規約の施行細則は、会議の議決を経て定める。

(設立年月日)

第 26 条 本会の設立年月日は、平成 25 年 8 月 18 日とする。

附 則

- 1 この会則は、平成 25 年 8 月 18 日から適用する。
- 2 設立時の正会員は以下の通りとする。

正会員

- ・学校法人北海道シュタイナー学園/NPO 法人シュタイナーズクールいずみの学校
- ・NPO 法人東京賢治の学校
- ・学校法人シュタイナー学園
- ・NPO 法人横浜シュタイナー学園
- ・NPO 法人愛知シュタイナー学園
- ・NPO 法人京田辺シュタイナー学校
- ・福岡シュタイナー学園

日本シュタイナー学校協会規約施行細則

第1章 総則

第1条 日本シュタイナー協会規約の円滑かつ効率的な施行を図るため、日本シュタイナー学校協会規約施行細則(以下「細則」という。)を定める。

第2条 本会は、業務を円滑かつ効率的に施行するため、事務局及び事務局を補佐する世話人グループを設ける。

- 2 世話人グループは会議の決議を得て選出された正会員学校の運営者と教員の代表又は副代表をもって構成し、本会代表もこれに所属するものとする。
- 3 正会員校各校1名以上を世話人として選出し、協会が承認する。
- 4 規約の施行又は細則の実施に関し、規約又は細則に特に定めていない事項の実施については、世話人グループにおいてこれを協議し、会議が承認するところによるものとする。

第3条 細則を変更又は廃止するときは、会議の決議を得なければならない。

第2章 入退会書式

第4条 規約第6条の規定により、会員が入会の申込みをするときは、入会申請書及びその他必要とする書類を添えるものとする。

- 2 入会申請書は、会議の決議を得て事務局が別に定めた様式とする。

第3章 会計

第5条 日本シュタイナー学校協会の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終了する。

第6条 会費及び分担金は、事務局の請求に基づき当該年度分を納入しなければならない。

- 2 各年度の分担金の額は、世話人グループの積算に基づき事務局が確定する。積算に際しては電子メール等による方法で協議を行う。
- 3 会費及び分担金は、事務局指定の金融機関に振り込むものとする。
- 4 正会員は、会議で別に定める場合においては、この協会の事業に要する経費を分担しなければならない。

第7条 日本シュタイナー学校協会の定例的な経費支出は、世話人グループの積算に基づき、事務局が各会員等の指定する口座に振り込むことを原則とする。

- 2 振込みの実行については、電子メール等による方法で世話人グループが金額を確認の上で実行し、実行後は預金通帳の写しを確認する。
- 3 臨時の経費については、会議においてその取り扱いを協議の上事務局が支出する。

第 8 条 世話人のなかから監査担当を 1 名ないし 2 名選出し、会議において承認する。

2 監査担当の任期は 1 年とし、再任はさまたげない。

3 世話人グループに適任者がいない場合は世話人以外の適任者が会議の承認を経て担当することができる。

附 則

1 この細則は決定の日から施行する。

2 第 5 条の規定に関わらず、設立初年度の会計年度は、協会設立の日から翌年 3 月 31 日までとする。

3 第 5 条の規定に関わらず、2020 年度の会計年度は 4 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。